

第41回千歳市環境審議会議事録

令和2年7月13日

第41回千歳市環境審議会

日 時：令和2年7月13日（月）15時00分～16時30分

場 所：第2庁舎2階会議室5・6

出席委員：長谷川誠会長、登坂英樹副会長、石川勇人委員、小川善弘委員、西尾暢人委員、宇山昌一郎委員、荻原裕委員、佐々木一彦委員、向田健太郎委員、小林純子委員、森勝子委員、鎌倉英昭委員、熊本進誠委員、中西昭治委員、福岡和世委員（計15名）

欠席委員：なし

事務局：澤田市民環境部長、小田市民環境部次長、岩崎環境課長、佐藤環境計画係長、仁部屋環境保全係長、藤村自然環境係長
中條主任、海谷主任

次 第

1 開会

2 諮問

3 議事録署名委員の指名

4 審議事項

審議第1号 第3次千歳市環境基本計画（素案）について

5 その他

6 閉会

第 41 回千歳市環境審議会議事録(会議概要及び議事要旨)

1 開会

開会に先立ち、事務局から委員の変更を報告した。

2 諮問

山口市長から長谷川会長に第3次千歳市環境基本計画（素案）に係る諮問書が交付され、山口市長より、計画策定に向けた審議の開始についてあいさつがあった。

3 議事録署名委員の指名

議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に佐々木一彦委員と中西昭治委員の2名を指名した。

4 審議事項

(1) 「審議第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第1号】

第3次千歳市環境基本計画（素案）について

説明資料として、「第3次千歳市環境基本計画（素案）の概要について」、「第3次千歳市環境基本計画（素案）」、「第3次千歳市環境基本計画策定のスケジュール（予定）について」、「第3次千歳市環境基本計画（素案）追加・修正事項」により説明した。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景について

平成13年3月に策定した千歳市環境基本計画は、平成23年に10年間の行動期間を満了し、その間の環境政策をとりまく社会情勢の変化等を踏まえ、千歳市環境基本計画（第2次計画）（以下「第2次計画」といいます。）を策定した。第2次計画では、「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして ～環境を一人ひとりが見て・感じて・考え、ともに行動するまち ちとせ～」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきた。

近年においては、今まで想定していなかったような強い台風の上陸や大雨などが増加しており、こうした気候変動は、温室効果ガスの排出増加による地球温暖化が原因と考えられ、日本だけに限らず世界規模で発生している。

また、平成27年に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな枠組である「パリ協定」がそれぞれ採択された。

北海道においては、「北海道環境基本計画（第2次計画）」を平成28年に改定したほか、国においては、「第五次環境基本計画」を平成30年に策定した。

このような状況の中、令和3年3月に第2次計画の行動期間が満了となる。これまでの環境問題の変化等に対応し、千歳市の総合計画や関連計画との整合を図ると

ともに、市民、事業者、市（行政）が協働して環境に配慮したまちづくりを推進するため、第3次千歳市環境基本計画（以下、第3次計画）を策定する。

2 計画の位置付け・役割

第3次計画は、千歳市環境基本条例第9条第1項の規定に基づき、環境の保全及び創造について、長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定め、千歳市の総合計画を環境面から総合的・計画的に推進することを目的に策定している。また、環境に関連する他分野のまちづくり計画との整合を図り、効果的に施策・事業を進める基本となるものである。

3 計画の行動期間

環境政策は、長期にわたっての継続的な取組を必要とするほか、これまでの計画で設定した期間やちとせエコロジー市民会議の提言などを踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。また、第3次計画の策定の中間年において、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて指標の見直しを行う。

4 計画の対象範囲

計画対象とする地域は、千歳市の行政区域全域とし、「自然公園等の地域」、「空港・市街地地域」、「農業地域」の3つに分けて、それぞれの特性に沿った環境保全を進める。広域的な取組が必要となる課題や施策については、北海道や近隣市町などの関係機関と連携を図る。

5 対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、世界規模での地球温暖化の取組、私たちの暮らしや行動による環境への配慮を踏まえ、「地球温暖化防止」、「環境保全」、「自然共生」、「資源循環」を対象とします。さらに、これら対象の取組遂行のために必要な「教育・パートナーシップ」を加え、5分野とする。

6 計画推進の主体

千歳市環境基本計画は、市民、事業者、市（行政）の各主体が条例で定められたそれぞれの責務のもとに行動し、互いに協力しあい、環境の保全及び創造を推進するものである。

7 計画の策定方法

環境の現状、市民アンケート調査のほか、市民会議で検討した結果を「提言書」としてまとめた。この提言書を踏まえ、庁内調整を行った計画素案に対して環境審議会への諮問やパブリックコメントを経て、計画の決定に至る。

第2章 千歳市を取り巻く社会動向

1 世界・国際社会の動向

「SDGs」、「パリ協定」、「地球温暖化の仕組」について記載している。

2 国・北海道の動向

「国・北海道の動向」について記載している。

第3章 千歳市の現況

1 千歳市の特性

「千歳市の特性」について記載している。

2 千歳市の環境の現状と市民意識

(1) 地球温暖化

千歳市の平成29年度の二酸化炭素排出量は、約146万トンとなっており、パリ協定において日本が比較の基準とする平成25年度の値である135万トンより8.1%上回っている。

千歳市は、国や北海道と比較して、企業立地数が多いことから産業部門の二酸化炭素排出量の割合が高くなっている。現状や市民アンケート調査から、世界規模で低炭素社会に向けた動きが加速する中、千歳市においても引き続き喫緊の課題である地球温暖化対策を推進し、SDGs等の世界的な流れを受け、市民、事業者、市（行政）が一体となり低炭素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。

(2) 環境保全

千歳市の大気環境は、豊かな森林や農地がある一方で、工業団地や幹線道路、空港や防衛施設などが所在することから、継続的な監視と公害の未然防止が必要である。千歳川や支笏湖など、千歳市の水環境は良好な水質に恵まれている。千歳市では、空港や防衛施設などからの航空機騒音や国道沿いの自動車騒音がある。現状や市民アンケート調査から、都市の活力と市民の生活環境との調和を図るため、産業活動が大気、水質、音などの生活環境に対し、大きな負荷を及ぼさないように取り組むことが重要である。今後、千歳市が重点的に取り組む環境保全施策については、市民アンケート調査結果から、水資源の保全・大気の保全・水質汚濁、騒音・振動などの公害防止について、市民が期待している取組であるため、引き続き重点的に取組を継続する必要がある。

(3) 自然共生

千歳市は、「支笏湖」や「千歳川」、原始的な自然を残した国有林などがあり、雄大な自然を身近に感じることができる。市街地の水辺空間や豊かな森林を有する青葉公園などが、自然と身近にふれあうことのできる市民の憩いの場となっており、多種多様な動植物が生息している。千歳市自然環境保全条例に基づき、貴重な生態系の維持や生物の多様性を保全するため、「自然環境保全地区」を指定している。現状や市民アンケート調査から、自然環境保全地区やアンケートで回答割合が高かった地域は、引き続き重点的に保全活動を行っていく必要がある。

(4) 資源循環

千歳市内のごみの総排出量は、ここ数年合計37,000～39,000トン台で推移しており、1人1日当たりの排出量は、650グラム前後で推移している。リサイクル量は、年間6,000トン前後で、一般廃棄物総排出量に対するリサイクル率は、15～16%台で推移している。現状や市民アンケート調査から、今後さら

に市民や事業者の3R（スリーアール）の意識向上や取組が進むように、ごみ処理体制を充実させていくことが必要である。

（5）教育・パートナーシップ

千歳市では、自然環境教室や自然に親しむ行事、出前講座、環境センターの施設見学など、環境保全意識の向上のため、様々な環境学習や啓発事業により参加の場を設けている。環境保全に関する活動を展開する団体と連携し、保全活動に取り組んでおり、活動の場を提供するなどの支援を行っている。現状や市民アンケート調査から、環境問題に対する関心をもち行動を促すため、学びや体験する機会として、出前講座や環境イベントの開催などを継続することが大切である。

第4章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

ちとせエコロジー市民会議の提言などを踏まえ、「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして～環境をとともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために～」としている。

2 取組分野ごとの基本目標、取組方針、取組の項目等

（1）地球温暖化防止

2030年の目指す姿、基本目標については、「低炭素型の都市や暮らしが確立し、効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまち」としている。人口や立地企業が増加する中、経済発展と地球温暖化対策の両立を進めるため、市民一人ひとりが暮らしの中で低炭素につながる行動の選択や、事業者及び市ができることから取り組み、「低炭素型の都市や暮らしが確立し、効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまち」を目指す。目指す姿の実現に向けて「地球温暖化防止の推進」「省エネルギーの推進」「低炭素社会の確立」に取り組む。

「1-1. 地球温暖化防止の推進」に係る市の取組については、「1 温室効果ガスの排出削減」として、「COOL CHOICE」の普及啓発、意識の醸成、森林環境譲与税を活用した未整備森林の整備、管理の推進などに取り組み、指標として、「市民の地球温暖化に係る関心度」など3指標を定め、基準値として令和元年度、目標値として計画最終年度である令和12年度の数値を掲げている。市民の取組、事業者の取組、コラムを記載している。また、コラムについては、市民に興味を持って読んでもらうため、掲載している。

「1-2. 省エネルギーの推進」に係る市の取組については、「1 省エネルギーの推進」として、環境配慮型商品の購入、冷暖房や照明の適切な使用の取組など、「2 事業者の環境配慮行動の促進」として、事業者における千歳版環境マネジメントシステムE C Oちとせの導入促進など、「3 再生可能エネルギーの導入推進」として、出前講座や環境イベントでの普及啓発などを取組として掲げている。

指標として、「エネルギー使用に係る 原単位削減率」など3指標を定めている。

「取組方針1-3. 低炭素社会の確立」に係る市の取組については、「1 地産地消の促進」「2 日常生活における市民のエコ意識の醸成」として、「ECOちとせ」、「千歳市エコ商店」の市民周知、エコドライブや公共交通機関の利用推進など「3 事業所のエコ意識」の醸成として、照明のLED化などの検討、環境配慮型商品の選択推進、通勤や運輸におけるエコドライブの周知などを取組として掲げている。

指標として、「地場産品使用割合」など2指標を定めている。

なお、より指標が取組内容と連動したものにするため、指標の「路線バス利用者数」を「市民のエコドライブ実践率」に修正する。

(2) 環境保全

2030年の目指す姿、基本目標は、「市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまち」としている。千歳市の清涼な大気や良好な水環境を守りながら、身近な騒音や振動の影響を低減し、良好な環境を保全することは、市民の暮らしの安心につながる。このことから大気や水環境の保全と生活環境の維持を図り、「市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまち」を目指す。

目指す姿の実現に向けて、「安全安心な大気・水の確保」「騒音・振動に関わる安心の確保」「健やかで快適な環境の維持」に取り組む。

「2-1. 安全安心な大気・水の確保」に係る市の取り組みについては、「1 大気環境の安全安心」として、PM2.5などの常時監視、必要による注意喚起など、「2 水質及び水系の保全」として、河川や地下水の水質把握、千歳川などの流域市町村及び関係機関と連携など、「3 健全な水循環の推進」として、下水道施設の適正な維持管理、生活排水による水質汚濁防止の啓発、「4 事業活動における水質汚濁の防止・抑制」として、公害防止協定事項の履行確認、ゴルフ場で使用する農薬に係る指導助言など、「5 ダイオキシン類対策」として、大気汚染や水質汚濁の監視継続、必要に応じて発生源への対策指導など、「6 悪臭対策」として、工場や事業所、農村地域などの事業活動に伴う悪臭は、発生源の管理や指導など、「7 土壌汚染対策」として、工場や事業所、農薬や化学肥料による、土壌汚染防止の啓発や指導などを取組として掲げている。

指標として、「大気汚染監視測定などの環境測定回数」など4指標を定めている。

なお、市の取組の進捗をより適切に計るため、指標の「大気汚染監視測定などの環境測定回数」の指標を「大気環境基準達成率」及び「大気公害の苦情件数」の2指標に修正する。また、「水質測定回数」を「水質環境基準達成率」及び「水質公害の苦情件数」の2指標に修正する。「指標事業所等の環境監視回数」については、削除する。

「2-2. 騒音・振動に関わる安心の確保」に係る市の取り組みについては、「1 騒音・振動対策」として、航空機騒音の常時監視、市民へ情報提供、事業活動からの騒音・振動について法令遵守の指導などに取り組む。

このうち、航空機騒音の取組については、先日行われた厚生環境常任委員会から具体性がないとの意見があり、現在、検討中として、次回の審議会でも報告する。

指標として、「航空機騒音測定回数」など2指標を定めている。

なお、市の取組の進捗をより適切に計るため、指標の「航空機騒音測定回数」を「騒音・振動の苦情件数」に修正、「事業所等の環境監視回数」を削除する。

「2-3. 健やかで快適な環境の維持」に係る市の取組については、「1 公園・緑地等の充実・維持管理」として、公園施設等の計画的な再整備、青葉公園などに生息する動植物に配慮した整備や維持管理などを取組として掲げている。

このうち、「土地開発に当たっては、既存の緑を残すように努める。」については、今後、市として大規模な土地開発の予定がないことから市の取組として適切ではないため、削除する。

「2 コンパクトな都市の形成と公共交通ネットワークの充実」として、既存施設や低・未利用地の有効利用、公共交通の利用促進と利便性の向上、「3 地域の環境保持の推進」として、空き缶や吸殻などのポイ捨て防止、ペットのふんの適切処理の啓発、空き地などの雑草除去などを取組として掲げている。

指標として「空き地の雑草除去 指導改善割合」など3指標を定めている。

(3) 自然共生

2030年の目指す姿、基本目標は、「豊かな自然環境の保全と人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち」としている。千歳市が有する自然環境の恵みにより、多くの人々が潤いと安らぎを享受している。また、この豊かな自然環境を守りながら次世代へ引き継ぐとともに観光資源として、有益な活用を図ることで、交流人口の増加や経済発展に貢献することができる。このように、人と自然が共生する社会の実現に向けて「豊かな自然環境の保全と、人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち」を目指す。目指す姿の実現に向けて、「自然環境と暮らしの共生」「生態系の保全」に取り組む。

「3-1. 自然環境と暮らしの共生」に係る市の取り組みについては、「1 自然環境の保全」として、千歳市自然環境監視員などによる監視の継続実施など、「2 自然環境の活用・空間形成」として、「青葉公園」や「ママチ川緑地」などの適切な維持管理、市民が、水や動植物とふれあえる場としての活用促進など、「3 市民や事業者への取組支援」として、市民参加による植樹や間伐活動の支援、自然を学び、体験する機会の提供など「4 他団体との連携」として、「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」等との連携により、市民の緑化に対する意識の高揚などを取組として掲げている。

このうち、「自然公園法に基づき、支笏洞爺国立公園内の車両等の乗り入れ規制など、国との連携による保全に取り組む。」については、乗り入れ規制地区等を具体的に表現するため、「国との連携により、支笏湖や樽前山などの自然保護法に基づく特別保護地区や乗り入れ規制地区に設定された個所の監視など自然環境の保全に努める。」に修正する。

指標として、「自然環境保全地区等における自然環境監視員の監視回数」など、3指標を定めている。

なお、市の取組の進捗をより適切に計るため、指標の「自然環境保全地区等における自然環境監視員の監視回数」を「自然環境の保全達成度」に修正する。

また、72 ページのコラム「自然共生の実現に向けて」について、「野生動

物に餌付けをしてしまうと、動物たちは人間に慣れ、農作物を荒らすなど、人間の生活に被害をもたらす可能性がある。また、森林などに食べ物やごみを放置することは、ヒグマを餌付けすることにつながって、人間を恐れなくなり、最悪の場合、人に危害を加えることもある。」に修正する。

「3-2. 生態系の保全」に係る市の取組については、「1 森林・河川等の保全による生態系の管理」として、「千歳川」及び「青葉公園」などの自然環境の保全など、「2 農地整備や開発行為の際の生態系管理への配慮」として、地域資源の適切な保全、開発行為に当たり、希少な動植物の保護に配慮した現地調査や指導など、「3 野生動物の保護・管理」として、野生傷病鳥獣保護、絶滅のおそれのある野生動植物等の保護・生息・生育環境の保全、「4 外来生物への対応」として、国や北海道の取組と連携し、在来の動植物保護に努め、外来生物被害 予防三原則の周知など、「5 市民や事業者への意識啓発」として、自然愛護に関する取組の情報提供、自然に関する意識の向上、「6 他団体との連携」として、国や北海道と連携し、生物多様性保全と情報共有などの連携を進めるなどを取組として掲げている。

指標として、「経営管理が行われている私有林面積」など3指標を定めている。

なお、市の取組の進捗をより適切に計るため、指標の「自然環境保全意識の啓発回数」は削除し、「野生傷病鳥獣保護出動回数」は、「野生傷病鳥獣保護出動件数」に訂正する。

(4) 資源循環

2030年の目指す姿、基本目標は「循環型社会の形成に向け、資源を有効に活用する環境にやさしいまち」としている。循環型社会の形成に向け、市民や事業者がごみの減量化に努めるとともに、これまで以上にリサイクル意識を高めることで、3R（スリーアール）の取組が進む。市民、事業者、市の連携・協働によるごみの減量化やリサイクルを進めることが重要であるため、「循環型社会の形成に向け、資源を有効に活用する環境にやさしいまち」を目指す。目指す姿の実現に向けて、「ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進」「リサイクルの推進」に取り組む。

「4-1. ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進」に係る市の取組については、「1 家庭ごみの減量化」として、ごみ減量や3R（スリーアール）の普及啓発、学校教育連携、食品ロス削減の取組促進など、「2 事業・産業廃棄物の減量化」として、ノーレジ袋の取組の啓発機会拡大、「千歳市エコ商店」の認証制度の市民周知拡大などを取組として掲げている。

このうち「事業者としての千歳市役所は、ごみ減量、廃棄物抑制による資源の循環、3Rなどを推進する。」について、事業者の取組であるため、80ページの「事業者の取組」に移動する。

「3 ごみの適正排出・処理の推進」として、家庭廃棄物の適正排出、不法投棄の防止等の啓発などを取組として掲げている。

このうち、「千歳市一般廃棄物処理基本計画に基づき、安定的で適正なごみの処理を行うためごみ処理施設の効率的な運営に努める。」の取組を「千歳市一般廃棄物処理基本計画や道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画などに基づき、安定的で適正なごみの処理を行うため、ごみ処理施設の効率的な運営

に努まる。」に修正する。

指標として「ごみの搬入量」など3指標を定めている。

「4-2. リサイクルの推進」に係る市の取組については、「1 市民によるリサイクルの促進」として、家庭廃棄物の適正排出・分別の普及啓発、リサイクル活動の推進、市民の意識醸成、「2 事業所におけるリサイクルの促進」として、農業における家畜ふん尿などの適正処理と有効活用促進、農業用廃プラスチックの適正処理など、「3 リサイクルに関する普及啓発」として、リサイクル製品使用、グリーンマーク商品、エコマーク商品の購入推奨の普及啓発、「4 多様な主体との連携によるリサイクルの推進」として、市民、「公益財団法人 ちとせ環境と緑の財団」、民間資源回収事業者と連携し、資源回収体制の効率化などを取組として掲げている。

指標として「リサイクル率」を定めている。

(5) 教育・パートナーシップ

2030年の目指す姿、基本目標は「全ての人が 環境を学び、パートナーとなって 良好な環境を未来につなげているまち」としている。現在の良好な環境を後世に引き継ぐため、市民に学ぶ機会を確保することにより、環境に対する意識醸成や行動を促す。環境保全活動は、実践する市民や団体等が連携することにより、活動内容の充実につながるほか、環境問題への対応について、市民、事業者、市が一体となり、行動することが重要であるため、「全ての人が環境を学び、パートナーとなって良好な環境を未来につなげているまち」を目指す。目指す姿の実現に向けて、「多様な環境教育・環境への意識の向上」

「環境保全活動への参加・参画の促進」「環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク」に取り組む。

「5-1 多様な環境教育・環境への意識の向上」に係る市の取組については、「1 環境教育・人材育成」として、出前講座、イベント、「エコ活」や「子ども環境教室」の実施など、「2 環境に関する情報発信」として、「千歳市環境白書」、「こども環境白書」による情報提供、転入者にリーフレット等配布、「環境月間」や「ちとせ消費者まつり」といったイベントで周知啓発などを取組として掲げている。

指標として「環境学習 受講者数」など2指標を定めている。

なお、市の取組の進捗をより適切に計るため、指標の「環境に係る基礎資料配布部数」を「環境活動スクール（エコ活）の登録件数（累計）」に修正する。また、89 ページのコラムのうち、「保育園に両面受講型の太陽光パネル設置」について、新しい内容のコラムとするため、環境活動スクール（エコ活）の紹介コラムに変更し、それに伴い、40 ページに「環境活動スクール制度」の脚注があることから、説明内容を「詳細は 89 ページのコラムを参照」に変更する。

「5-2. 環境保全活動への参加・参画の促進」に係る市の取り組みについては、「1 環境活動への活動支援・参加促進」として、植樹、花壇整備等の活動支援、市民団体、事業者等が行う環境保全活動などの情報発信「2 SDGs の普及啓発」の推進などを取組として掲げている。

指標として、「自然観察会 参加者満足度」など2指標を定めている。

なお、取組項目の整合を図るため、「情報媒体のアクセス数（関係団体）」

を91ページの「5-3. 環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク」の指標とする。

「5-3 環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク」の市の取り組みについては、「1 主体間の連携促進」として、情報共有できる機会の提供、環境保全に係る情報交換、「2 情報発信」として、自然と共生のためガイドの知識向上、団体等の環境保全の取組事例紹介などを取組として掲げている。

指標として、「近隣市との情報交換回数」など2指標を定めている。

なお、この2指標について、直接的に取組の進捗を計ることが困難なため、削除する。

第5章 計画の進行管理

千歳市では、第3次計画における市主体の施策の実施状況などを把握するため、指標を設定した項目に関して進捗状況の確認を行う。この結果は、千歳市環境審議会に報告して意見を求めるとともに、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表する。また、環境の状況や施策の進捗状況を客観的に把握するため、施策ごとの各種事業の検証や市民動向を把握する「千歳市の環境に関する市民アンケート調査」を5年に1度実施する。これらの結果は、マネジメント手法であるPDCAサイクルによって、適切な計画の進行管理を行い、継続的な目標実現に向けた取組を行う。

なお、よりわかりやすい表現とするため、文中及び計画の進行管理体制（図）中の「千歳市役所環境マネジメントシステム等」を「市の事務・事業における施策評価等」に変更する。

第3次千歳市環境基本計画策定のスケジュール（予定）について

令和2年7月13日 本審議会（諮問）

8月 2回目の環境審議会開催予定

9月～10月 素案の意見を公募するため「パブリックコメント実施」

11月 3回目の環境審議会においてパブリックコメント結果報告などを予定

12月初旬 4回目の環境審議会にて答申案の審議を予定

12月下旬 環境審議会から市長答申

令和3年3月 「第3次千歳市環境基本計画の策定」

なお、本計画素案の内容については、今後、パブリックコメントなど市民意見をいただくとともに、第7期総合計画と並行して策定作業を進めるため、変更になる可能性がある。

【質疑応答】

委員

取組の指標に苦情件数が多く入っているが、何か必要があってこのようにしているのか。

事務局

取組の進捗を図るための数値目標として指標を用いているが、例えば、市が何かを行った、測定を何回行ったという回数ではなく、直接的な効果や結果に結びつくような評価・指標を目指している。その結果、苦情件数が減ることは、それだけ取組が進んでいることが把握できることから、指標として用いている。

委員

苦情の件数だけではなく、苦情の内容が一番大事であると思うが、市民に対して広報等、何かの機会に内容に関して詳しい回答はあるのか。

事務局

苦情の内容について、市では毎年千歳市環境白書を発行しており、その中で苦情の内容を確認できる。千歳市環境白書は冊子版のほか、市ホームページでも掲載している。

委員

承知した。

委員

PDCA サイクルについてであるが、このサイクルの中で、チェック（評価）の部分が非常に重要であり、チェックしやすい評価基準を設計していくことが大切である。我々も企業でお客様の苦情をいただくが、苦情の中身を見て、多いところに手を打ち、減ったかどうかで評価する。そのため、そこを分かるようにすると、本当に苦情が減っていく。チェック評価の指標や項目を決め、年間ずっと全員でモニタリングをして、月毎にどうなっているのか見ていく等、常に意識をしないとなかなか減らない。チェックの部分を絶えず見直し、変更していければ良い。

次に、リサイクルの状況だが、リサイクル率が 15～16%台とあるが、千歳市のリサイクル率は、他市と比較して標準的な数値なのか、低いのではないか。アメリカの都市によっては、リサイクル率が 90%を超えるところもある。一般的なレベルが分かったら教えていただきたい。

事務局

本審議会の議事録の中で、全体平均がどれくらいなのか、千歳市が他市と比べてどの位置にいるのかを示したい。

委員

承知した。リサイクル率は、一般家庭への働きかけや大型の商業施設での運営の 2 点によって、上昇するのではないかと考える。千歳市では、例えば空港や大型の商業施設が多いので、空港や大型施設から出る廃棄物のリサイクル率を上げると効果が出ると思うので、そういう仕組みづくりをしてみても良いのではないかと考える。

追加説明（委員会未発言）

近隣他市とのリサイクル率の比較について、平成 30 年度実績では千歳市 15.2%、札幌市 25.9%、苫小牧市 31.4%、恵庭市 35.8%、北広島市 25.1%となっており、他市よりも低いリサイクル率となっている。

他市のリサイクル率が当市より高くなっている要因として、札幌市、苫小牧市は可燃ごみを焼却した際に発生する焼却灰を、セメントなどの建設資材として民間事業者を通じリサイクルしているほか、恵庭市、北広島市は生ごみの処理施設で、生ごみのリサイクル（堆肥化・バイオガス化等）を行っていることが、千歳市よりリサイクル率が高い主な要因となっている。

空港に限らず事業者から排出される廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者が自らの責務において適正に処理をしなければならないため、リサイクルについても自らの責務において取り組むことが求められている。しかしながら、事業者に対しごみの減量・リサイクルを促進することは重要な課題であることから、今後も啓発に努めていく。

委員

「第 5 章 計画の進行管理」において、環境マネジメントシステムを変更することは良い。使用した炭素量やエネルギーが減ったことを、総合的に評価するとわかりやすい。例えば、ある数値が増減したということではなく、市全体としてエネルギー消費が変わってきたという総合的な評価が、今後導入されるのであれば非常に良い。数値化だけではなく、数値がちゃんと評価されると良い。

委員

指標について 3 つ質問がある。1 つ目は、61 ページの指標の「クリーン農業実施面積」について、令和元年度の基準値 5 ha から 10 年後の目標値が一気に 600ha になっており、それ以外の指標では基準値と目標値に近い数値である。これは達成できなくても近い数値になる、または 10 年後の見通しがあると考えているのか。

2 つ目は、74 ページの指標で「自然環境保全意識の啓発回数」を削除するという説明があったが、理由がわからない。

3 つ目は、91 ページの 2 指標が削られ、この取組方針 5 - 3 の指標はないとの理解で良いか。74 ページで削除される「自然環境保全意識の啓発回数」を 91 ページの指標に設定しても良いのではないか。啓発するというのも市民に伝えていく大事な取組なため、指標としても良いのではないか。

事務局

61 ページの指標の「クリーン農業の実施面積」だが、千歳市として目標を達成できない数値は設定していないため、取組を行っていく中で、この目標値を達成できると考えている。

74 ページの啓発回数の件であるが、今回の指標は、効果が測れるアウトカム評価にするため整理を行っている。

（補足）

自然環境保全意識の啓発回数を削除したが、今後実施しないというわけではない。令和元年度が斜線になっているが、令和元年度に初めてこの取組を実施し、これからもこのような新しい取組を行っていく。

91 ページの2指標を削除したが、90 ページの「情報媒体の更新回数及びアクセス数」が、情報発信という項目にふさわしいのではないかと考えたために、この指標を P91 ページの指標に設定した。

委員

2つ質問がある。1つ目は、5つの取組分野を設定しているが、5つ目が「教育とパートナーシップ」という表現になっている。中身を見ると、環境教育という表現もあれば、環境学習という箇所もある。教育という分野で括られた理由はあるのか。なぜ環境教育とせずに、大きい分野として教育と設定したのかを知りたい。

2つ目は、それぞれの取組に SDG s のゴールを設定しているが、このゴールと指標などが連動しているものであるか。総合計画においても、SDG s のゴールを設定しているが、それとの整合をどのように考えているのか、取組とゴールが結びついているのかを知りたい。

事務局

教育・パートナーシップについて、内容は環境に関する教育のことである。題名が教育・パートナーシップとなっているが、中身は環境の事になる。

委員

なぜ大きく教育と設定したのか。文部科学省等と関係があるのかが気になってしまう。通常こういう時は環境教育とするのが普通ではないか。

事務局

教育という言葉に関して、そこまでのことは考えていない。

(補足)

教育の話だが、事務局として特に教育全般という意識を持って、この箇所を教育としたわけではなく、文部科学省と関係があるわけではない。何か誤解を招くということであれば、環境教育ということに限定して、文言整理しても構わないと思っている。

(補足)

これに関しては、事務局で、次回提案させていただく。また、SDG s の言葉であるが、総合計画においても SDG s の持続可能な開発目標、ゴールを定めているが、本計画が総合計画の個別計画になる。基本的に総合計画において、SDG s に取り組んでいくことになっていることから、それを踏まえて本計画を策定しており、整合性を取っている。

委員

計画それぞれにゴールがあり、それぞれのゴールに向けて何らかの施策を実施することで、SDG s に貢献するだろうという考えがあって、設定していると思う。各指標を達成すれば、17 のゴールにいくらかでも貢献しているという意味合いで、指標が設定されていると分かりやすい。

総合計画も同じような考え方で、17 のゴールに向けて、それぞれの計画を作っていると思う。ここで SDG s のゴールを4～5つ設定しているが、どう整理してこの4つが選択されているのかがわからなかった。

事務局

計画の取組内容がわかるように指標を設定しているが、この指標でアウトカムを達成すると教育についての成果が上がるということで設定している。SDG s の目標に近づくかどうかは、施策の成果指標を達成だけではなく、市民アンケート等市民

の意見を聞きながら、判断していく。

委員

SDGs を載せたことについて、千歳市ではどのように考えているのか。例えば SDGs のそれぞれのゴールと指標の関連は、10 年後に成果のまとめや整理したものを出すのか。

事務局

指標などを参考としながら、10 年後に SDGs のそれぞれのゴールと指標について、総括を行いたいと思っている。

会長

2つ教えて頂きたいことがある。1つ目は、リサイクル率の数値が低いことについてであるが、過去の環境審議会において、民間で集められているリサイクル量が算定されておらず、千歳市の環境センター等に搬入されたもので計算されていると記憶しているが、そういうことで良いか。循環コンビニなど民間事業者の分も含めると数値が高くなるのではないかと市民に誤解されないよう、どこで回収したのかを明記した上で、リサイクル量とするのが良いのではないかと。今すぐではないが、検討いただければと思う。

2つ目は、マイクロプラスチックである。最近、レジ袋が有料になったのも、マイクロプラスチックを減らすためということが新聞等で行われている。千歳市には海はないが、例えば、支笏湖や千歳川に関連して、コラム的な内容で掲載できるのであれば、少し触れても良いと思う。可能であれば検討してもらいたい。

追加説明（委員会未発言）

現在、千歳市が公表している「廃棄物処理事業概要」等に記載しているリサイクル率については、じゅんかんコンビニ等の民間事業者による資源回収量も含まれている。今後、千歳市が定める計画等においては、民間事業者による資源回収量について把握可能なものは含めていくこととしている。

また、マイクロプラスチックのコラムについては、掲載を検討する。

委員

クリーン農業の実施面積の目標が5ha から600ha になっているが、大きく増やしたのは、千歳市で何か手を打ち、農家に耕作する面積を増やしてもらおうということなのか、それとも単に農家にお任せするという事なのか。農薬や化学肥料を使わずに耕作するのは、環境に良いが、作物への害や病害虫に関して農家の負担が増え、収量も減るのではないかと。農家の負担を考え、何か補助金や負担金で手当てするのかを伺いたい。

事務局

詳細については、議事録の中で報告したい。

追加説明（委員会未発言）

近年、消費者の環境や食の安心・安全への関心の高まりから、有機農業や減農薬・減化学肥料といったクリーン農業によって生産された農産物が、その価値を認められている。

取組の推進に当たっては、市としても環境保全型農業直接支援対策事業（国が4分の2、道が4分の1、市が4分の1を負担（補助））を実施し、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む農業者を支援している。

環境保全型農業直接支援対策事業とは、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対し、国と地方公共団体（道、市町村）が一体となって支援する事業である。

なお、指標の「クリーン農業の実施面積」における基準値及び目標値について、改めて確認したところ、記載誤りが判明したことから、基準値を5haから530ha、目標値を600haから585haにそれぞれ変更する。

会 長

今後の予定だが、次回は8月に環境審議会を開催し、本計画素案の審議を行うこととよろしいか。委員各位には、次回までにあらためて内容を確認いただき、次回また質問等があれば議論することにしてはどうか。

事務局

次回は、本日説明した素案の内容について、質疑いただく予定である。その後、パブリックコメントを実施したいと考えている。

会 長

今回、差替えの内容等も多くあるので、各委員にはあらためて内容を確認いただき、質問等あれば、次回ということをお願いしたい。事前に質問内容等を事務局に提出したほうが会議が円滑に進行するのではないか。

事務局

質問等の様式を作成し、各委員に郵送する。

会 長

承知した。それでは、第3次環境基本計画（素案）について、審議終了とする。

5 その他

会 長

その他意見等はあるか。

委 員

石狩森林管理署だが、この度、森林に関する冊子を発行したことから紹介させていただく。森林を舞台に行っている林業といったようなことを分かりやすく書いたものである。北海道森林管理局の職員に漫画家があり、その者が書いたものである。もし、これを各種環境イベント等で利用したいという方がいる場合は、北海道森林管理局のホームページにダウンロード用のPDFファイルを掲載しているので、自由に利用（営利目的を除く）して構わないので、活用いただければ幸いである。

事務局

次回の本審議会の予定であるが、8月5日で調整をしている。案内については、またあらためて文書でお知らせする。

(次回開催 8月6日(木) 午前10時から)

6 閉会